## 3. 天塩川における「河川事業の計画段階における環境影響の分析」の問題

## 大野 正人 (日本自然保護協会保護研究部主任)

国土交通省は、1997 (平成9) 年「環境の保全」が目的に加わった改正河川法にもとづき、「河川整備計画の策定は環境面からの分析結果を意志決定に確実に反映させること」「地域住民、専門家に対し十分な情報公開や意見収集を行う」という観点から、2001 (平成13)年に検討委員会(座長:小野勇一 北九州市立いのちたび博物館館長)を設け、2002 (平成14)年に「河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方」(国土交通省河川局,2002、以下「環境分析の考え方」)をまとめ公表した。

この「環境分析の考え方」は、河川整備計画の策定の際に、環境面からの検討が、社会・経済面や技術面からの分析結果に埋もれがちになることを明確に問題視し、「環境面に焦点を絞った一定の独立した分析」を行い、計画策定の意志決定に適切に反映させることを目的としている。具体的には、複数の検討案をもとに検討し、社会・経済面、技術面の分析と並列させ、総合的な観点から計画案を選定し、環境に配慮した河川整備の一層の推進を図ることとしている。いわば、社会・経済・技術だけを優先する治水・利水の面からだけではなく、環境面からのアプローチにより、「流域・河川の望ましい姿」を目標に複数案を独立して分析・検討し、比較検討することになる。その過程において、円滑な合意形成を図るために、地域住民や専門家等の第三者に公表し意見を収集し、反映することが盛り込まれている点が、大きな特徴である。

国土交通省の制度として確立されたものではないが、「計画段階の環境分析」の実効性と 有効性を検証するために、北海道では天塩川水系がそのモデルケースとされた。他でも、 九州管内の宮崎県・五ヶ瀬川水系、中部管内の三重県・櫛田川水系、東北管内の秋田県・ 子吉川水系がモデルとされており、この天塩川水系ではダム計画を含む河川整備計画を策 定する際の「環境分析」のモデルとなりえるか否かが、試されていた。

しかし、天塩川水系では、本来、独立した検討がなされるべきであるにも関わらず、河川整備計画を検討する天塩川流域委員会で議題にされ、河川整備計画の具体的な検討を行う前に議論すべき「環境影響分析」を先延ばしにし、十分な議論と検証がなされないまま第8回天塩川流域委員会で「天塩川の河川整備計画段階における環境への影響を含めた総合的な分析とりまとめ」(北海道開発局、2005)として公表された。流域委員会のなかでさえ途中経過が明確にされなかったうえに、環境影響評価の方法書に該当する「分析計画書」、複数案の環境分析結果をまとめた「分析報告書の公表に対し、地域住民や専門家等の第三者の意見収集(パブリックコメント)を実施しなかったことは、「環境分析の考え方」で示された合意形成のプロセスが無視されたといわざるをえない。ちなみに、五ヶ瀬川水系では2005(平成16)年6月に「分析計画書」を縦覧、ホームページで公表し、広く一般から意見を求めるために記者発表まで行われている。

「環境分析の考え方」では、河川整備基本方針の範疇にある「流域・河川の望ましい姿」の検討についても示されているが、既存の天塩川河川整備基本方針に記されている概要のみをあげているだけで、環境面からの「流域・河川の望ましい姿」については何も触れられていない。したがって、現状の分析から何を長期的な目標と定めるかが不明瞭であり、本来はこの抽出・選定こそが、複数案の検討の基本となるところである。環境面からの長期的な目標設定がなされていないため、「魚類の移動経路の確保」の具体的方策にサンルダム計画の魚道設置をあげているなど、サンルダム計画ありきの手順となっている。

複数案の選定にあたっては、「環境分析の考え方」では、治水・利水とも個々の方向性について選択の幅を持たせたうえで、複数案の抽出・選定をすることとされているが、天塩川の場合、誉平地点(基準地点)目標流量を 4,400 m³/s と固定的に確定させたうえで、複数案を確定的に選定している。これは、天塩川流域委員会で議論していた 3 つの代替案をそのまま「環境分析」に当てはめただけで、環境面からの複数案にはなりえていない。結果的に、A 案 サンルダム+河川改修案、B 案 遊水池(天塩川・名寄川)+河川改修案、C 案 遊水池(名寄川)+河川改修案、アム案の優位性だけがこれまでの河川管理者側の観点から結論づけられている。

このように天塩川では、環境分析の目的である意志決定に反映するための環境面の議論の独立性と手順、そして、合意形成のプロセスが無視されており、戦略的環境アセスメントにおける環境分析のモデルケースとして、その実効性や有効性が図られたとはいえず、全国の河川管理のうえで参考になるものではない。国土交通省は、河川整備計画の策定を戦略的環境アセスメントとして位置づけるのならば、現在全国で行われている4つの河川のモデルケースを点検し、各河川整備計画の策定の際に、「環境分析の考え方」にもとづき適切に環境分析を実施するよう義務づけるべきである。

## 参考資料

- 小野有五・程木義邦 (2006): 北海道開発局が行っている「河川整備計画策定段階における環境影響分析」の問題点. 小野有五 (編) 「サンルダムは本当に必要なのか?」pp. 66-68. 「サンルダム建設を考える集い」実行委員会他.
- 国土交通省河川局 (2002):河川事業の計画段階における環境影響の分析方法の考え方. 国土交通省河川局
- 北海道開発局 (2005): 天塩川の河川整備計画策定段階における環境への影響を含めた総合的な分析とりまとめ. 第8回天塩川水系流域委員会資料-6. 北海道開発局

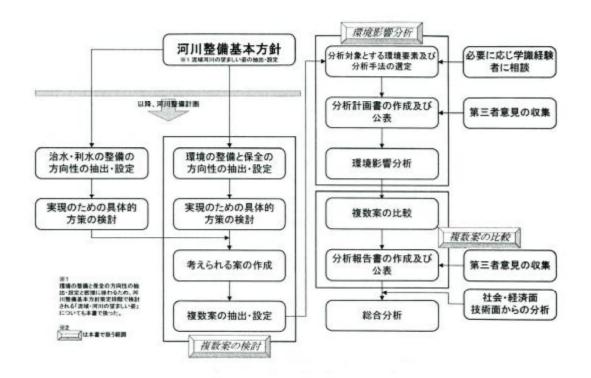


図1:「計画段階の環境影響分析」の流れ (国土交通省河川局 (2002)より)